

昭和二十九年四月十七日(土曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 稲村 順三君

理事 江藤 夏雄君 理事 大村 清二君

理事 平井 義一君 理事 山本 正二君

理事 高瀬 傳君 理事 下川儀太郎君

理事 鈴木 義男君

永田 良吉君 飛鳥田一雄君

田中 稔男君 中村 高一君

辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 木村篤太郎君

出席政府委員

保安庁次長 増原 恵吉君

保安庁長官官房長 上村健太郎君

保安庁局長 (人事局長) 加藤 陽三君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

四月十四日

委員須磨彌吉郎君辞任につき、その補欠として中曾根康弘君が議長の名で委員に選任された。

四月十六日

恩給の比例増額に関する請願(始閣伊平君紹介)(第四三九八号)

同(山村新治郎君紹介)(第四四二二号)

同(高橋等君紹介)(第四四二二号)

恩給法の一部改正に関する請願(倉石忠雄君紹介)(第四四一四号)

同(三浦寅之助君紹介)(第四四三〇号)

同(上塚司君紹介)(第四四五〇号)

軍人恩給支給額引上げに関する請願(上塚司君紹介)(第四四四七号)

旧軍人下級者の公務扶助引上げに関する請願(上塚司君紹介)(第四四四八号)

戦犯者に恩給支給に関する請願(上塚司君紹介)(第四四四九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

防衛庁設置法案(内閣提出第九四号)

自衛隊法案(内閣提出第九五号)

○稲村委員長 これより開会いたします。

本日は防衛庁設置法案及び自衛隊法案の両案を一括議題といたし、質疑を続行いたします。辻政信君。

○辻(政)委員 この前もなことは質問いたしました。簡単に補足質問をいたします。

今度の自衛隊の任務は、国内の直接侵略と間接侵略に対する防衛になりま

すが、過去の日本の自衛は大陸に第一線を構えて、国内を戦場に仕なかつたのであります。今度は狭義自衛であり

ますから、国内が間接侵略及び直接侵略の戦場になる可能性が非常に強い。

しかるに国内の生産の中核、交通の中核、そういうものに対する防衛の施設、調査研究がほとんどなされてい

ない。この現状であります。この現状を

どう思うか。交通の要点をどうするか。産業の中核をいかに守るか。この守る対象となるものが間接侵略、直接侵略であります。言いかえますならば、日本の国内の要点を絶対に破壊されないように守るという調査研究施設が絶対に必要であります。そういうことが目下なされておらない。これは単に自衛隊の訓練さえやっておけば、そういうときに間に合うという簡単なもの、こやなくして、ふだんからこの隙をいかに守るか、この工場はどうする、この電源はどうする、というように研究をし、施設をしておかないと、少数の者でもつて破壊から守ることは不可能なのであります。どういう程度にそれが研究され、準備をされておるかという点についてお伺いしたいのであります。

○木村國務大臣 ただいまの御質問はごもつとも私考えます。われわれの最も憂うべきことは、直接侵略、間接侵略と同時的に起ることです。ただ不法な外部からの武力攻撃だけを考えておつてはいかぬのであります。いずれの場合においても、日本を防衛する体制をふだんから研究し努力して行かなければならぬと考えております。今のお話の工場施設あるいは電源、あるいは鉄道、それらの要所々々について、十分なふだんからの防衛体制を整えて行くのは当然のことだろうと思ひます。そこで私はそれらの点についていかに処置すべきかということについて最近研究を進めさせておりま

す。まだ研究の成果は私のところへは参つておりませんが、目下慎重に研究中であるということだけを申し上げたいと思ひます。

○辻(政)委員 これをやりましますに一人、二人だけの研究ではいけないので、きわめて高度の技術経験が必要であります。このために一つの調査機関をいづれかの部局または独立しておつくりになる必要があるのではないかと、大体これができる人というのはいくらにありません。このことの性質というものは、ことに生産の中核を守るといふふうになりますと、民間企業と政府とが共同でやらなければならぬことが多いのであります。電源の防衛、あるいは重要工場の防衛といふことになりまします。単に一、二の幕僚がそれに関心を持つて調査するだけでは、とうていやれるものではありません。あらゆる点の調査をやらなければならぬ。しかるにアメリカがこの点について、保安庁の皆さんより以上に関心を持つて調査をしております。これは事実がございします。膨大な費用をかけて現にやりつつある。われわれの同僚もその中に加わつておる。こういう実情にありましますから、よほどの真剣なお考えを持つて、具体的にそういうことを発足されまさんと、事が起つたときにすべてがまる裸である、これは目に見えておるのであります。どうか具体的にそれを進めていただきたいというところが一つであります。

次の問題は、きのうの佐々木盛雄委員の御質問に関連しております。関連質問をやらうと思ひましたが、時間がな

いので御遠慮申しましたが、最近私が確実に知り得た一つの事例を参考として申し上げる。それは一昨年であります。九州の中津の駐屯部隊に隊員を募集なさいましたときに、ある志望者が共産党員であるということをはつきり書いてあつた。そこで選考に当つた人が、これは共産党員で適格でないというので、それをばねたのであります。そうすると、中津の警察官がその本人を連れて来て、いやこれはほんとに共産党員じゃない、警察が共産党の情報をとるために、カムフラージュして入れておいたのだ、そういう意味でぜひ使つてくれということになつた。そこでその決心がつかないので、わざわざ簡井総監にお伺いを立てた。そうすると、簡井総監はとつてよろしいといふことでその隊員を採用した。ところがその隊員が小月の隊に今度は分属されて行きましたときに、彼は自発的に暗号手を志願した。約一年間にわたつて保安隊の暗号教育を受けておるのであります。それがたま／＼、小月から中津へしよつちゅう出張して来て、ほんとうの共産党の幹部と密接に連絡しておるといふ事実を突きとめて、初めてそれが首になつた事実があるのであります。共産党が保安隊に食い込む要点はどこかと言ひますと、秘密部門と兵器部門に入つておるのです。兵器の取得、管理、その面と、それから暗号の面、保安庁内の機密と兵器の部門に

重点を置いておる。もう一つは保安大学であります。この少壮幹部、そこが共産党のねらいであります。よほど周到なお考えを持っておられぬと、ただ単なる精神教育とか表面的な監視だけで、このくもの巣のように網を張つた共産党の謀略に対して守れるものではない。申し上げるまでもなく、中国における革命というものは、中共軍はその重点を軍隊に置いておつた。しかも国民党の軍隊に、最もはじめに最も勇敢に働く隊員の少数の者を彼らが獲得しておりまして、アメリカから与えられた兵器を持つたまま、いざというときにその隊員が寝返りの中心になつて、ああいうぶざまな状態になつたのであります。私は今日の保安隊を見て最も寒心にたえないのは、中国におけるこの失敗を繰返しはせぬかということとを多分におそれるのであります。しかしこの法案においては、そういう思想監察というか、共産党の侵略、浸透的な謀略に対して、ほんとうに未然に防ぐという隊内の監察機構がまだ不十分である、こういう感じがするのであります。その点についての長官の御所見を承りたい。

○木村国務大臣 共産党の隊内攪乱、いわゆる呼びかけは、これは今後ますます熾烈なものがあるかとわれ／＼予想しております。中国の轍を踏まないように、われ／＼は細心の注意を払つて行かなければならぬ、これはまた当然のことです。しかしそれがいかなる方法で対処すべきかということになりますと、これはいろいろ機密に属する部分もありますし、ここでどういふことをやるかということは、申し上げることは差控えたいと思ひます。

しかし御注意の点は十分に考慮に入れて、われ／＼は十分に検討を加えた、い、こう考えます。

○辻(政)委員 それからこの前の質問のときに、加藤人事局長が、委任規定で政令に規定するものが少し幅が広過ぎるという私の質問に対して、そういうことはありませんというお答えをいただきましたが、自衛隊法案第二十三条によりまして、「本章に定めるものの外、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に必要事項は、政令で定める。」この組織と編成という自衛隊の根本を、国会審議のうち外に置いておられるのであります。この点は大概だけでも審議におかけになるつもりか、あるいはこの二十三条をたてにとつて国会審議の外にそれを置かれるというつもりか、それをばつきり承りたい。

○加藤政府委員 御承知のごとく、現在の保安庁法におきましては、保安隊及び警備隊の部隊の組織につきましては、全部政令に委任しておるのでございまして、今回の自衛隊法案におきましては、その中で重要な事項であるところの管区隊、地方隊等について、法律上に規定をいたしてあります。その余の法律に規定してあります事項以外のことを政令に委任しようというのをごいまして、今までの保安庁法の建前と比較いたしますと、大綱は法律によつてきめたつもりでございす。ただどの程度まで法律で御審議願うことが適当かというところは、いろいろ御意見があるかと思ひます。ごいす。が、外国の例等を調べてみましても、私どもといたしまして、この程度のことを法律としては御審議願ひ、その他は予算等において御審議願ひことを

が至当ではあるまいか、かように考えておる次第でございます。

○辻(政)委員 ついでに宣誓の問題ですが、今度の切りかえによつて、宣誓を全員完全にやり直されるつもりか。

○加藤政府委員 これは自衛隊法案の八十ページをごらんいただきたいのでございす。附則第二項に規定してありますことは、保安庁に現在勤めております職員は、この法律の施行前にいしても、この法律の定めるところにより、服務の宣誓を行うことができる。その第三項で、前項の職員で、同項の規定によりあらかじめ服務の宣誓を行つたものは、別に辞令を発せられない限り、それ／＼相当の防衛庁の職員となる、こういうふうな規定がございす。すなわち現在の保安庁の職員は、この規定による服務の宣誓を行わない限り、防衛庁の職員あるいは隊員にはなれない、そういう建前にいたしております。

○辻(政)委員 そうすると、この切りかえと同時に、皆さんもやはり宣誓をやり直すのをごいす。

○加藤政府委員 これはこの八十ページに書いてあります附則第二項で、保安庁の長官官房もしくは各局に勤務する職員も適用があることになつておりますから、私ども以下の者は宣誓をし直すことになつております。

○辻(政)委員 私がこの問題をあえて御質問申し上げるのは、今までは国内治安維持で警察的な任務を持つておる。今度は外敵が入つて来た場合には、生命を賭してそれを守らなければならぬという、いわゆる政府と隊員との雇用条件が根本的にかわるのです。今のような状態でありますと、敵が入

つて来た、それに対して出動を命ぜられたら、約束が違ふと言つてうちへ帰るといふことができておるのです。その意味において、宣誓というものはきつめて重大なものになつて来る。それに納得しない者は、これは今度思い切つて、整理をなさらぬと、バック・ボーンが入りません。それを申し上げておるのです。そのおつもりですか。

○増原政府委員 その点はお尋ねの通りで、全部この新しい法律に基く宣誓をさせまして、その宣誓にがえんじな者は退職を認めるといふことになつております。

○辻(政)委員 わかりました。終わります。

○稲村委員長 平井君。

○平井委員 上村官房長にお聞きしますが、実は今度航空部隊ができるのであります。できるとすれば、現在保安隊員が使つておる飛行場が何箇所かあると思ひますが、これを使うのか、あるいはアメリカが使つておる飛行場を使つてもらうのか。現在新規にまた飛行場をつくるというふうなことになるれば、農地の関係その他たいへんで、おそらく上村官房長のところには陳情が来ておるはせぬか、こう考へるのであります。その点どうか。

○上村政府委員 飛行場につきましては、現在保安庁で使用しております飛行場のはかに、米軍が使用しております。飛行場を一部解除してもらつてこ

ちらが使うというのをごいす。また米軍の使用する飛行場を共用してやるといふ飛行場もあります。飛行場につきましてはいろいろ方々から陳情、反対陳情等も来ておりますが、民間飛行場等は、今度の新しい法律によりましてたとい保安庁が使用して、大

体共用を設めるといふことが原則になりますので、両方で行くといふことになつておると思ひます。

○平井委員 それは民間で使つておる飛行場は絶対に今度の航空部隊は使わぬ、こう解釈してよろしうございすか。

○増原政府委員 民間で使つておるものと思ひますが、大体これは国所有のものだと思ひます。民有のものはおそらくなかつたろうと思ひます。国所有のものを民間が使つておつたと思ひますが、そういうものを将来航空自衛隊の他自衛隊全体の航空機が使うということはあり得るわけです。ただ今官房長が言うように、全然取上げてしまつて民間の人には使わせないということに決してしない。その人たちがずっと続いて使えるようにするといふ建前で参ります。

○平井委員 たとえば一つの例ですが、九州の小倉は曾根というところがありますが、そこは大東亞戦争中に農地を買ひ上げて飛行場にいたしました。戦争に負けたわけですから、そこでそのまま遊ばせておる。もちろん小さい飛行場ではありますが、そこは現在、朝日、毎日、読売の各社が輸送のために小型飛行機を使つて、ほとんど新聞社の専用と言つていいようにこれが使われておるのでありますが、今度共用にするといふのはどういふような形でや

るか知りませんが、これに航空部隊が入るとなれば、宿舎もいる、またいろいろな施設がいる。そのためにまた農地を買い上げて拡張しなければならぬ、あるいはまたそこに兵舎をつくらなければならぬということになれば、またここに大きな悩みが生れる。旧陸海軍あるいはアメリカの空軍に相当農地をとられておるやききに、また自衛隊が使うための飛行場をつくるというようなことになると、これは非常な問題だと思ふのでありますが、今の民間飛行場に御迷惑をかけぬ程度にということ、おそろくそういう考えでしようけれども、そのうちまた広げて来るということになると、実際おれ／＼として相当考へなければならぬし、地元民としてもたいへんな問題だと思ふますが、その点の御見解はいかがですか。

○増原政府委員 具体的に曾根飛行場をおおげになりましたので申し上げますが、曾根の飛行場はもし私どもの方で使用することになりましたら、これは単なる連絡飛行場、発着飛行場にとどまると思ひます。従ひましてそこに特別の営舎を建てるということはず／＼ございせん。I型のものが発着して連絡に使うというもので、完全に民間の使用と両立して、迷惑をかけず、また特に拡張するというようなことな、使用させてもらうことはあり得ると思ひます。

○平井委員 飛行場の話はその程度にしますが、今度防衛庁法がもし通過をいたしますならば、また募集をされるであります。また試験もありましようが、そのときの試験官はどういう人を選ぶのでしようか。先ほど辻さん

の言われたように、よろしくと言つて頼みに警察官が連れて行けばよいというところでは、ほんとうにしつかりした青年をとるといふことにはならぬと思ひますが、各地方の部隊においては試験官はどういうお方がなるのですか。

○加藤政府委員 これは採用試験の種類によつて違ふわけですが、幹部級の諸君の試験につきましては、保安隊について申しますと、第一幕僚監部の部長、副部長といふ方が試験委員になられるのであります。一般の隊員につきましては、それ／＼の管区総監部及び駐屯部隊におきまして、人事の方の係をやつております者を中心にしたしまして、人数が足りませんので、ほかの職員、係の者も動員をいたしまして試験班を編成いたします。そしてその諸君によつて試験を行うことにいたします。

○平井委員 幹部をとるときは、総監ぐらゐは実際に人間を見て、人物をよく見きわめた上であるというのが当然だろふと思ふのです。部課長もよろしいでございませうけれども、最後の決定を見るときには総監がやるべきだ、私はこう思ふし、また一般の隊員をとるときは人事係が中心になるというが、人事係がどの程度の人格者になるか知りませんが、委員が実情によつて隊員を募集するとか、あるいは幹部を募集するといふことは、おそろくなかろうと思ひますけれども、ここで特に加藤人事局長の御意見を十分伺つておきたいと思ひます。

○加藤政府委員 おつしやるところは私も常に必がけて心配しておるところであります。情実によつて適格な

らざる人をとるといふふうなことがありましては、国民に対して私も申訳ないと思つております。試験にあたりましてはその点の注意も十分いたしておきまして、私はその趣旨に従つて面接等の採用試験を行つておると思つております。また上級幹部の採用等につきましては、長官を中心にして幹部の者が十分に合議をいたしまして、そういうふうな情実の入る余地のないようにして参つております。私もその点につきましては、今までも注意をして参つておりますし、今後も十分注意をして参りたい、こういうふうな考えをしております。

○平井委員 もう一点伺ひしておきます。九州あたりでも、北海道でもさうかも知れませんが、隊員が入るときは一生懸命やると言つて入つて、一年もすればすぐやめてしまふ、あるいは逃亡する。これに対して班長も、まあ逃げたものはしかたがありませんと言つて、何日か逃げればその籍がなくなるといふ程度でありまして、そういう者はだん／＼少くなつて思ひますけれども、それはやはりとるときに試験官の見目が間違つたといふことで、これはやはり試験官の責任に実なる。そういう者をとりながら知らぬ顔をしておるというやうなことがしばしばあると思ひますし、九州の部隊等を視察してみると、逃亡兵その他があるやうであります。こういう者はどういふ原因、あるいはどういふ事情があり、またその後どうしておるかというのを多小調べなければ——これは軍法会議も何もないのでありますから、しかたがありませんけれども、これを十分見きわめないと、あとに残る隊員が、

逃亡してもやめさせなければいいやないかというやうなことでは、せつかくの保安隊員を養成しておるのに、何も役に立たぬというやうな結果になりまうから、昨年以來しばしば言つてゐるが、ここでひとつ十分間違ひのないやうにして、今後の試験に処していただきたい。そうしなければ辻さんがさつき言つたやうな問題が起きて来る。こういうのはあとから間違つたといふても取返しがつかぬ。共産黨員を一年も置いておつて、あれは共産黨員だからやめてもらつたといふくらいのことではいけない。共産黨員が一人入つておれば、隊員の何千人にも当るかもしれな

い。実際その点を注意しなければ、千台の大砲よりも一人のスパイの方がこわいという例が何ほどもある。一生懸命に努力する一方、やはりかたいまじめな人間を採用して行くといふふうにしていただきたいと思ふのであります。どうせ昔と違ひますから、無理のないようにはして行くであらうし、民主的にはおそろくやつていふと思ひますけれども、できるだけ間違ひのないやうにする。まじめな隊員ができて来れば、世間も納得する。隊員が悪ければ納得しません。私が昨年言つたやうに、今日はあまり夜遊びする隊員もありません。保安隊から自衛隊に飛躍するやうな、これを機会として、精神を充実して、そうして国のために尽すといふやうな、新しい方針を増原次長は授けてやるつもりがあるかどうか。今までは保安隊員だつたが、今度は自衛隊員になるのだ、これを機会に諸君はひとつしつかりやれとか、あるいはこうしようとかいふやうな指示をなさるかど

うか、この点をお尋ねしたいのであります。

○増原政府委員 隊員を採用する際に、特に慎重に適格な人を採用しなければならぬという御趣旨は、まことにその通りでございまして、われ／＼としても、その点は全力を尽してやつて参つたつもりでございまして。もと／＼警察予備隊として発足をしました当初は、御承知のやうな非常に混雑した、しかも急遽に七万五千をそろえるといふやうに異常な立場でありましたので、入りました者のうちにまづ不適格者があつたといふことは、まことに申訳ないことであります。事実であつたのでございまして。しかしその後採用します者については、制度も大いに整へ、試験官等も充実をしましたので、そういうことはほとんどなくなつた。残念ながらまだ絶無とは申し得ませんが、非常に少なくなつた。入りました者についても、先ほど辻委員の御質問もありましたが、ことに暴力革命等を主張する者がかりにもありましては相なりませんが、この点は、長官からも抽象的ではあります。お答えをしましたように、保安隊、警備隊としては細心の注意を払ひます。具体的に辻委員の御指摘のありました警務官制度等が不十分であるという点はごもつともであります。この点も拡充の計画を今立てております。そういうことで、量的にも、いたしますが、質的にもだん／＼の経験に徴しまして、綿密な形をもつて十分努力をいたし、將來にわたつて遺憾のないようにしたいと考へます。

なおこの法律が通りまして、防衛庁として自衛隊が発足するようになりま

あえてそういうことを避けようということ、を特に考えるわけではございません。せんが、国会においては、御答弁を申し上げることは大体われ／＼ものもの申し上げることをお願いをすればけっこうではないかというふうに一応は考えております。

○平井委員　呼び出して質問をして答

弁させるわけではございません。われわれは実は激励いたしたい。それがかつて第一總監は遂に席を去らねばならぬような立場に置かれたのであります。ああいう方はおそらくつたにあるまいと思えますけれども、われ／＼は来てもらつて実は激励するのでありますから、決して質問をしてどうと

いうことはない。その点ひとつ増原次長にごあつせん願つて——保安隊の總監もわれ／＼も同じ氣持にならぬばいかぬ。何か国会に来ると裁判所の法廷に引き出されたような氣持で来ないで、和氣あい／＼として、一ぺん内閣委員会にも行つてみようかということであつていただければ、われ／＼も激励を

いたしたい。ごあつせんをお願いをいたしまして、これで終ります。

○稲村委員長　午前の会議はこの程度にいたし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十五分休憩

「休憩後は開会に至らなかつた」

頁	段	行	誤	正
六	二	末〇	第一項	第二項
三	一	七	命ぜられた日から三日	命ぜられた日から正当な理由なく て三日

印刷者 大藏省印刷局

日
から
三日
な
理由

○稲村委員長　午前の会議はこの程度にいたし、午後一時まで休憩いたします。